国立大学法人鹿屋体育大学新年俸制適用教員給与規則

（令和２年１０月１９日
規　則　第１３号）
改正　令和４年３月３０日
規　則　第２２号
令和４年７月１日
規　則　第３８号
令和４年１０月２８日
規　則　第４７号
令和６年６月２５日
規　則　第１７号

（目的）
第１条　この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成１６年規則第２０号。以下「就業規則」という。）第２３条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員のうち、新たな年俸制の適用を受ける教員（国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則（平成２８年規則第２号）の適用者を除く。以下「新年俸制適用教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（対象者）
第２条　新年俸制適用教員は、次の各号に掲げる者とする。
(1) 平成３１年４月１日以降に採用された教員（助手を除く。）
(2) 就業規則第２条に定める教員（助手を除く。）で、この規則の適用を希望し、かつ、学長が認めた者

（給与の種類）
第３条　新年俸制適用教員の給与は、年俸、諸手当及び賞与として支給する。
２　諸手当は、本給調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日手当、特別勤務手当、入試手当及び公開講座手当とする。

（年俸）
第４条　年俸の計算期間は、１月１日から１２月３１日までとし、別表に定める号俸に応じた年俸額を支給する。
２　号俸は、次条から第６条までの決定若しくは改定した額と同額又は直近上位の年俸額に応じた号俸をもって決定する。
３　前項に定める号俸がない場合は、役員会の意見等を聴いて、学長が別に定めることができる。
４　第２項及び前項に規定の決定等において、学長が必要と認める場合には、当該新年俸制適用教員（予定者を含む。）との面談を行うものとする。

（年俸の決定）
第５条　新年俸制適用教員の年俸の額は、その者の職務内容、職責、学歴、免許・資

格、職務経験、業績及び予算等を勘案して決定する。
２　前項の規定にかかわらず、特段の事情があると認められる者の年俸は、役員会の意見等を聴いて、学長が別に定めることができる。

（年俸の改定）
第６条　年俸の改定は、毎年１月１日（以下「改定日」という。）に、その者の鹿屋体育大学における教員活動に関する自己点検・評価実施規則（令和３年規則第６２号）による評価結果に基づき、学長が決定するものとする。
２　前項のほか、就業規則第８条の規定により昇任又は降任したときは、年俸の改定を行うことができる。

（賞与）
第７条　賞与は、１２月１日に在職する新年俸制適用教員に対して支給する。
２　賞与の計算期間は、前年１０月１日から当年９月３０日までとする。
３　賞与は、研究代表者として獲得した外部資金ごとに係る間接経費（学外研究分担者分を除く。）の５０％を支給できるものとする。

（給与の支払日）
第８条　年俸は、年俸表に定める年俸月額をその月の１７日（以下この項、第２項及び第３項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは１５日（１５日が休日に当たるときは、１８日）に、支給定日が土曜日に当たるときは１６日に、支給定日が日曜日及び土曜日以外の休日に当たるときは１８日に支給する。
２　本給調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別勤務手当は、その月の支給定日に支給する。
３　時間外勤務手当、休日手当、入試手当及び公開講座手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の支給定日に支給する。
４　賞与は、１２月１０日（この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは前日に支給する。

（給与の支払）
第９条　新年俸制適用教員の給与は､その全額を現金で直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき本人の給与から控除すべき金額がある場合には、本人に支払うべき給与の全額から、その金額を控除して支払うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、本人が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（日割計算等）
第１０条　新たに新年俸制適用教員となった者には、その日から年俸月額を支給し、昇任等により号俸に異動を生じた者には、その日から新たに定められた年俸月額を支給する。
２　新年俸制適用教員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで年俸月額を支給する。
３　新年俸制適用教員が死亡したときは、その月まで年俸月額を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により年俸月額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その年俸月額は、当該月の現日数から就業規則第３３条並びに鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成１６年規則第２７号）第３条及び第８条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の即時払）

第１１条　新年俸制適用教員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第８条の規定にかかわらず、すみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に関して係争があるときは、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

（非常時払）

第１２条　新年俸制適用教員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第８条の規定にかかわらず、当該請求の日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は出産したとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者が疾病、死亡又は災害を受けたとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者が帰郷の費用にあてるとき

（勤務時間１時間当たりの給与額の算出）

第１３条　次条及び第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、年俸月額及び本給調整額の合計額を当該年度における１月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第１４条　前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第１５条　この規則により計算した確定金額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（定額支給の諸手当）

第１６条　次の各号に掲げる諸手当については、職員給与規則を準用して支給する。

(1) 本給調整額

(2) 初任給調整手当

(3) 扶養手当

(4) 住居手当

(5) 通勤手当

(6) 単身赴任手当

(7) 特別勤務手当

(8) 入試手当
(9) 公開講座手当

（年俸月額が算定基礎となる諸手当）
第１７条　地域手当は、職員給与規則第２５条の規定を準用して支給する。この場合において、同条中「本学の職員」とあるのは「本学の新年俸制適用教員」と、「本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「新年俸月額」と読み替えるものとする。
２　広域異動手当は、職員給与規則第２５条の２の規定を準用して支給する。この場合において、同条中「本学の職員」とあるのは「本学の新年俸制適用教員」と、「本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「新年俸月額」と読み替えるものとする。
３　時間外勤務手当は、職員給与規則第２９条の規定を準用して支給する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「新年俸制適用教員」と、「第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額」とあるのは「国立大学法人鹿屋体育大学新年俸制適用教員給与規則第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額」と読み替えるものとする。
４　休日手当は、職員給与規則第３０条の規定を準用して支給する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「新年俸制適用教員」と、「第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額」とあるのは「国立大学法人鹿屋体育大学年新俸制適用教員給与規則第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）
第１８条　新年俸制適用教員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第１２条第１項第１号に定める事由に該当して休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職期間中、その者に給与の全額を支給する。
２　新年俸制適用教員が前項の傷病以外の傷病により病気休職にされたときは、その休職期間が１年（結核性疾患にあっては２年）に達するまでは、その者に年俸月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの１００分の８０を支給することができる。
３　新年俸制適用教員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第１２条第１項第２号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に年俸月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの１００分の６０以内を支給することができる。
４　新年俸制適用教員が就業規則第１２条第１項第３号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に年俸月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ１００分の７０以内（業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは１００分の１００以内）を支給することができる。
５　新年俸制適用教員が就業規則第１２条第１項第４号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者の休職事由に応じて年俸月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給し、又は無給とすることができる。

（育児休業又は介護休業期間中の給与）

第１９条　新年俸制適用教員が就業規則第４１条に規定する育児休業又は同規則第４２条に規定する介護休業をしている期間中は、賞与を除き、学長が別段の定めをしない限り、いかなる給与も支給しない。
２　新年俸制適用教員が月の中途において育児休業又は介護休業を始め、若しくは育児休業又は介護休業の終了により職務に復帰した場合には、第１０条の規定を準用して給与を支給する。

（給与の減額）
第２０条　新年俸制適用教員が勤務しないときは、就業規則第３３条に規定する休日その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない日について、第１０条に規定する日割計算による給与額を減額して給与を支給する。
２　前項の規定にかかわらず、新年俸制適用教員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、年俸月額の半額を減ずる。

（新年俸制を適用される者の同意）
第２１条　第２条に規定する者に新年俸制を適用する場合は、別紙様式により、本人の同意を得なければならない。

（実施に関し必要な事項）
第２２条　この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（この規則により難い場合の措置）
第２３条　特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附　則
この規則は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令４．３．３０規則第２２号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令４．７．１規則第３８号）
この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令４．１０．２８規則第４７号）
（施行期日）
１　この規則は、令和５年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　施行日の前日から引き続く新年俸制適用教員においては、施行日から令和７年１

２月３１日までの間に、第６条第１項及び第２項（降任の場合を除く。）に規定する年俸の改定を行うときに、その者の受ける年俸額が施行日の前日まで受けていた年俸額（以下「施行日前年俸額」という。）に達しないこととなる場合は、施行日前年俸額と同額となる号俸とする。ただし、年俸の改定を行うときに、職員給与規則の改正に伴う鹿屋体育大学新年俸制適用教員の給与の基準に関する細則第７条により算出された年俸額が、施行日前年俸額に達しないこととなる場合を除く。

附　則（令６．６．２５規則第１７号）

この規則は、令和６年６月２５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表　年俸表（第４条及び第８条関係）

号俸	年俸額	年俸月額
	円	円
1	3,000,000	250,000
2	3,060,000	255,000
3	3,120,000	260,000
4	3,180,000	265,000
5	3,240,000	270,000
6	3,300,000	275,000
7	3,360,000	280,000
8	3,420,000	285,000
9	3,480,000	290,000
10	3,540,000	295,000
11	3,600,000	300,000
12	3,660,000	305,000
13	3,720,000	310,000
14	3,780,000	315,000
15	3,840,000	320,000
16	3,900,000	325,000
17	3,960,000	330,000
18	4,020,000	335,000
19	4,080,000	340,000
20	4,140,000	345,000
21	4,200,000	350,000
22	4,260,000	355,000
23	4,320,000	360,000
24	4,380,000	365,000
25	4,440,000	370,000
26	4,500,000	375,000
27	4,560,000	380,000
28	4,620,000	385,000
29	4,680,000	390,000
30	4,740,000	395,000
31	4,800,000	400,000
32	4,860,000	405,000
33	4,920,000	410,000
34	4,980,000	415,000
35	5,040,000	420,000
36	5,100,000	425,000
37	5,160,000	430,000
38	5,220,000	435,000
39	5,280,000	440,000
40	5,340,000	445,000
41	5,400,000	450,000
42	5,460,000	455,000
43	5,520,000	460,000
44	5,580,000	465,000
45	5,640,000	470,000
46	5,700,000	475,000
47	5,760,000	480,000
48	5,820,000	485,000
49	5,880,000	490,000
50	5,940,000	495,000

号俸	年俸額	年俸月額
	円	円
51	6,000,000	500,000
52	6,060,000	505,000
53	6,120,000	510,000
54	6,180,000	515,000
55	6,240,000	520,000
56	6,300,000	525,000
57	6,360,000	530,000
58	6,420,000	535,000
59	6,480,000	540,000
60	6,540,000	545,000
61	6,600,000	550,000
62	6,660,000	555,000
63	6,720,000	560,000
64	6,780,000	565,000
65	6,840,000	570,000
66	6,900,000	575,000
67	6,960,000	580,000
68	7,020,000	585,000
69	7,080,000	590,000
70	7,140,000	595,000
71	7,200,000	600,000
72	7,260,000	605,000
73	7,320,000	610,000
74	7,380,000	615,000
75	7,440,000	620,000
76	7,500,000	625,000
77	7,560,000	630,000
78	7,620,000	635,000
79	7,680,000	640,000
80	7,740,000	645,000
81	7,800,000	650,000
82	7,860,000	655,000
83	7,920,000	660,000
84	7,980,000	665,000
85	8,040,000	670,000
86	8,100,000	675,000
87	8,160,000	680,000
88	8,220,000	685,000
89	8,280,000	690,000
90	8,340,000	695,000
91	8,400,000	700,000
92	8,460,000	705,000
93	8,520,000	710,000
94	8,580,000	715,000
95	8,640,000	720,000
96	8,700,000	725,000
97	8,760,000	730,000
98	8,820,000	735,000
99	8,880,000	740,000
100	8,940,000	745,000

号俸	年俸額	年俸月額
	円	円
101	9,000,000	750,000
102	9,060,000	755,000
103	9,120,000	760,000
104	9,180,000	765,000
105	9,240,000	770,000
106	9,300,000	775,000
107	9,360,000	780,000
108	9,420,000	785,000
109	9,480,000	790,000
110	9,540,000	795,000
111	9,600,000	800,000
112	9,660,000	805,000
113	9,720,000	810,000
114	9,780,000	815,000
115	9,840,000	820,000
116	9,900,000	825,000
117	9,960,000	830,000
118	10,020,000	835,000
119	10,080,000	840,000
120	10,140,000	845,000
121	10,200,000	850,000
122	10,260,000	855,000
123	10,320,000	860,000
124	10,380,000	865,000
125	10,440,000	870,000
126	10,500,000	875,000
127	10,560,000	880,000
128	10,620,000	885,000
129	10,680,000	890,000
130	10,740,000	895,000
131	10,800,000	900,000
132	10,860,000	905,000
133	10,920,000	910,000
134	10,980,000	915,000
135	11,040,000	920,000
136	11,100,000	925,000
137	11,160,000	930,000
138	11,220,000	935,000
139	11,280,000	940,000
140	11,340,000	945,000
141	11,400,000	950,000
142	11,460,000	955,000
143	11,520,000	960,000
144	11,580,000	965,000
145	11,640,000	970,000
146	11,700,000	975,000
147	11,760,000	980,000
148	11,820,000	985,000
149	11,880,000	990,000
150	11,940,000	995,000
151	12,000,000	1,000,000

別紙様式（第２１条関係）

令和　　年　　月　　日

同　　意　　書

国立大学法人鹿屋体育大学長　殿

氏名（自署）:

私は、国立大学法人鹿屋体育大学新年俸制適用教員給与規則に基づき、令和　　年　　月　　日から新年俸制給与の適用を受けることに同意いたします。